

各 県 立 高 等 学 校 長 殿  
県 立 東 桜 学 館 中 学 校 長 殿

教 育 長

**県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）**  
**（本県の「まん延防止等重点措置」の適用に伴う要請に係る重点措置区域の変更等について）**

本県においては、1月27日から2月20日まで、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されておりますが、依然、感染の拡大が見られる状況であることから、「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」では、2月7日、重点措置区域を追加することとしております。

また、2月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、オミクロン株のクラスターの特徴を踏まえた、学校における感染防止策について提言がなされております。これを受け、文部科学省からも、これまで示してきた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の中で、特に強化すべき事項について示されております。

これらを踏まえ、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和3年7月5日付け高教第366号に示すとともに、2月2日以降の「まん延防止等重点措置」の期間における取組みについて、2月2日付け高教第1043号により示しているところですが、2月7日以降の取組みを下記のとおりとしますので、適切に対応願います。

記

**1 基本的な感染防止対策について**

- (1) 引き続き、マスク（不織布製が望ましい）の着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行などの基本的な感染防止対策を改めて徹底すること。
- (2) 窓を常に2か所開けていても、建物の構造上、空気が滞留していたなど、室内の換気が不十分だったことにより感染が広がったと見られる事例もあったことから、CO<sub>2</sub>濃度測定器等を活用し、改めて室内のCO<sub>2</sub>濃度及び室温の変化を測定し、効果的な換気方法を検討し実行すること。必要に応じて機器を使用した強制換気を検討すること。
- (3) 児童生徒等の発達段階や学校規模等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態について実施を検討すること。

**2 健康観察の徹底について**

- (1) 生徒の登校前の健康観察を徹底すること、同居の家族に風邪症状等がみられる者がいる場合は、登校を控えることについて、家庭の理解と協力を改めて呼びかけ、徹底を図ること。

- (2) 風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある場合は、登校を控え、医療機関を受診するよう促すこと。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は特に徹底すること。
- (3) 登校後においても生徒の体調の観察に努め、不調を把握した場合は、養護教諭等と連携し、抗原検査キットの活用も含め、迅速な対応を取ること。
- (4) 教職員についても、多数の生徒等に接する業務であることに鑑み、生徒同様、自身の体調に変化がある場合は、出勤を控え、医療機関を受診することを再度、徹底すること。なお、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は特に徹底すること。
- また、教職員が休暇を取得し、積極的に医療機関を受診したり、在宅勤務しやすい職場環境を整えること。

### 3 学習活動について

- (1) オミクロン型変異株は感染力が強力であることから、体育の授業も含め、学習活動はマスクを着用してできる内容に限定すること。(呼吸困難などの健康被害等に注意すること。)
- (2) 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについて

#### ○重点措置区域\*の学校

実施を基本的に控えること。

#### ○重点措置区域以外の学校

実施を慎重に検討すること。

「『感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動』のうち特にリスクが高いもの」の例

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、最終学年で指導計画の変更ができない等、やむを得ず実施する場合は、感染防止対策を十分講じた上で、個人の技能を高める学習とする等、内容を工夫すること。

※ 重点措置区域は2月7日現在、山形市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町の8市町、2月9日から天童市を追加

### 4 校外学習等について

- (1) 重点措置区域の学校
- 校外学習等は実施しないこと。
- (2) 重点措置区域以外の学校

- 改めて実施の可否を慎重に判断し、重点措置区域への移動を自粛するとともに、指導者は当該校の教職員に限定すること。
- 県外移動を伴うものは、移動先の感染状況をこまめに把握し、実施の可否を慎重に判断すること。感染が多い地域<sup>※</sup>への移動は控え、感染が多い地域以外への移動にあっても、保護者等関係者に丁寧な説明の上、承諾を得るとともに、全行程において基本的な感染防止対策と「うつさない」、「うつらない」行動を徹底すること。
  - ※ 感染が多い地域とは、政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数15人以上となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

## 5 部活動について

### (1) 重点措置区域の学校

- 活動を停止すること。
  - ※ 全国大会等（予選を含む）への出場について
    - ・全国大会等に出場する部に限り、大会出場に向け必要な練習等のため、平日週4日、1日90分以内の活動を可能とするが、土日祝日は活動を停止すること。このほか活動に際しての制限等は、「(2) 重点措置区域以外の学校」の内容と同様とする。

### (2) 重点措置区域以外の学校

- 自校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる負荷の内容に限定すること。（呼吸困難などの健康被害等に注意すること。）
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は控えること。
- 練習試合等の他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止すること。
  - ※ 全国大会等（予選を含む）への出場について
    - ・県外移動も含め可とするが、移動先等での練習試合等の交流は実施不可とする。（県教育委員会として、全国大会の予選等を除き、大会の開催は中止又は延期を要請するとともに、全国大会等の予選も無観客の開催を要請している。）
- 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加させないこと。
- 部活動を始める前に別紙「部活動感染防止対策チェックリスト」（令和4年2月7日～2月20日版）により感染防止対策を改めて点検し、特に以下について徹底すること。
  - ・活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも、咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある者がいないか確認を強化すること。
  - ・感染リスクの高い更衣室や部室の密を避けた使用やマスクを外した状態での会話を控えることについて指導を徹底すること。
  - ・部活動前後、特に下校時におけるマスク着用の徹底を指導すること。また、部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後はすみやかに帰宅するよう促すこと。

## 6 県外との往来等について

- (1) 大学の受験等のため、感染が多い地域を含め、県外への移動が必要な生徒については、保護者の方々も含め、感染リスクの高い行動は避け、日頃の体調管理に努めるよう呼びかけること。特に、無料のPCR検査等の活用を促すとともに、咳や発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すこと。
- (2) 教職員は、可能な限り出張は控え、Web会議等を活用すること。感染が多い地域への出張は慎重に判断すること。私用に係る移動にあっても同様とすること。

## 7 ワクチンを接種できない児童生徒等の感染防止について

- (1) 教職員は、ワクチンを接種できない児童生徒も含む多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、公私の別なく、感染防止対策を徹底すること。
- (2) ワクチン接種の対象年齢に満たない児童などワクチンを接種できない方等の家族等は、できるだけ感染リスクが高い行動を避け、体調に不安がある場合などには家庭内でもマスクを着用するなど感染防止対策を徹底することについて、家庭の理解と協力を呼びかけること。

## 8 速やかな臨時休業・学年等閉鎖措置について

- (1) 学校関係者に感染者又は濃厚接触者が確認された場合は、学校長が一時的に学校を閉鎖するなどした上で、学校内での感染の広がり等を考慮し、学校医及び保健所<sup>※</sup>等からの助言を踏まえ、臨時休業や学年等閉鎖の方針案を作成する。方針案を教育委員会に報告した上で、速やかに臨時休業や学年・学級閉鎖を実行する。  
※ 保健所では、感染状況に応じ、県庁感染症対策専門班、保健所、地区医師会から構成される「新型コロナウイルス対策学校等支援タスクフォース」により体制を強化し、助言等を行うこととしている。
- (2) 臨時休業や学年等閉鎖の期間においては、リモート学習等により生徒の学びの保障へ配慮すること。

## 9 学校医等との連携体制について

地域によっては、保健所の業務のひっ迫により、学校関係者に感染が確認された際の濃厚接触者の特定等の疫学調査について、遅延や学校への協力依頼もあることから、通常時から学校医や学校薬剤師等と連携・相談体制を確認しておくこと。

## 10 その他

この通知の取扱いは、2月7日から2月20日までとする。2月21日以降の取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、別途通知する。

〈担当〉 教育庁

教職員課	課長補佐（高校管理担当）	長岡 靖之（TEL 023-630-2860）
高校教育課	課長補佐（教育担当）	佐藤 正寿（TEL 023-630-3106）
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）	石田 充（TEL 023-630-2562）
	課長補佐（保健・食育担当）	小笠原美鈴（TEL 023-630-2892）